

社会保障短第0号（2022年12月5日発行）

- ◆トピックス…かかりつけ医機能の制度整備に向けた議論開始
- ◆ひとこと…かかりつけ医機能を担う医師について
- ◆今週の数字…26.7%

トピックス

かかりつけ医機能の
制度整備に向けた議論開始

■「機能の充実・強化」「情報提供」が骨格

11月28日の「第93回社会保障審議会医療部会」で、「かかりつけ医機能が発揮される制度整備について（案）」が示された。

厚生労働省が「骨格案」として示した制度整備に向けたポイントは、「かかりつけ医機能報告制度の創設による機能の充実・強化」「医療機能情報提供制度の拡充」の2つ。

いずれも2023年度には検討が始まり、前者は2026年度以降の医療計画に反映させ、後者は2024年度以降に医療機能情報提供制度の一つにかかりつけ医機能関連の項目が盛り込まれる見込みだ。

さらに、患者と医療機関の「かかりつけの関係」を確認する手立てとして、書面交付と説明を通じて確認できるようにすることを提案している。

■診療報酬による評価も視野

「かかりつけ医機能報告制度の創設による機能の充実・強化」は、医療機関の「かかりつけ医機能」を充実・強化させる具体策として、機能を可視化する報告制度を導入するというもの。

たとえば高齢者がかかりつけ医機能をもつ医療機関に期待する役割としては、①持病の継続的な医学管理、②日常的によくある疾患への対応、③入退院時の支援、④在宅医療の提供、⑤介護サービス等との連携——などが考えられるが、医療機関はそれらに対応する自らの機能について、「自院は①～⑤全てに対応」「自院は①④⑤に対応」などと都道府県に報告することになる。

都道府県はその内容に基づいて、地域のかかりつけ医機能の充足具合を把握し、不足している機能があれば、その充足に向けて支援や連携の具体的方法を「協議の場」で検討、公表する流れが、当日の資料では示されている。

方策の例としては、▽病院勤務医が地域で開業し、地域医療を担うための研修や支援の企画実施、▽地域で不足する機能を担うことを既存または親切の医療機関に養成、▽医療機関同士の連携強化、▽在宅医療を積極的に担う医療機関や在宅医療の拠点の整備、▽地域医療連携推進法人の設立・活用——などを挙げている。

また厚労省は、国による基盤整備・支援策として▽研修の標準的な基準の設定等を通じた研修の質・量の充実、▽国民・患者の健康・医療情報の共有基盤等の整備、▽かかりつけ医機能の診療報酬による評価——も示している。

これらの議論は2023年度頃に検討を開始し、2024～2025年度頃に個々の医療機関からの機能の報告と協議の場での議論を行い、2026年度以降の医療計画に反映するという工程を描く。

■かかりつけ医機能を国民にもわかりやすく定義

「医療機能情報提供制度の拡充」では、「かかりつけ医機能」の定義を法定化し、国民・患者の選択に役立つよう情報をわかりやすく提供することを掲げている。現在、かかりつけ医機能に関する情報提供項目としては、日常的な医学管理及び重症化予防、地域の医療機関等との連携、地域包括診療加算の届出など8項目が厚労省の告示で示されているが、「具体性に乏しい」「診療報酬点数であり理解しづらい」といった指摘がある。

厚労省は資料のなかで、イメージとして、▽対象者の別（高齢者や子どもなど）、▽日常によくある疾患への幅広い対応、▽医療機関の医師がかかりつけ医機能に関して受講した研修、▽入退院時の支援など医療機関との連携の具体的内容——などを例示しており、今後、有識者らの参画を得て検討していく予定だ。

この議論については2023年夏頃をめどに具体的な情報提供項目のあり方や情報提供の方法を検討、2024年度以降に都道府県ごとに公表されている医療機能情報について、全国統一のシステムを導入していくとしており、このなかにかかりつけ医機能に関する項目も組み込まれることになりそうだ。かかりつけ医機能を医療提供体制の一つとして位置づけ、その整備に向けて都道府県の役割を明確化したり、診療報酬の評価も視野に入れたり、制度化に向けた議論が本格化しそうだが、この議論がもたらす波及効果は、単に地域にある開業医のとどまらないことは言うまでもない。

ひとこと

（かかりつけ医機能を担う医師について）

今は総合診療医の育成を待つ時間はありませんので、リカレント教育、先ほど江澤構成員もおっしゃっていた日医のかかりつけ医の研修会とか全日病が行っています総合診療医の育成とか、こちら辺をもう少し国としても広報していただき、地域の一般の方にも届くようにしていただければさらにいいのではないかなと思います。

織田正道 全日本病院協会副会長
～2022年9月9日 第14回第8次医療計画等に関する検討会

今週の数字

26.7%

2020年度における薬剤師の業態別分布状況のうち、病院に勤務する薬剤師の割合。薬局58.7%、診療所1.8%、合計77.9%だった。1987年度は薬局32.0%、医療施設26.7%で合計58.7%だった。薬局薬剤師の割合は年々高くなっている。（第13回 第8次医療計画等に関する検討会 資料2より）

■発行■

～お申し込みはこちらまで～
株式会社日本医療企画
情報企画開発グループ
八木一平
TEL : 03-3553-2885
アドレス : i-yagi@jmp.co.jp